

5	2022年度において、当社および当社の主要な事業会社は、三屋裕子氏が代表理事に就任している公益財団法人日本バスケットボール協会から女子バスケットボールチームの活動に対する奨励金を受領しましたが、この合計金額は、当社の連結売上高の0.00%です。また、当社および当社の主要な事業会社は、同協会に対して女子バスケットボールチームに係る登録料等を支払いましたが、これらの支払金額の合計は、同協会の経常収益の0.01%です。	【監査等委員である社外取締役】 三屋裕子氏は、多くの企業の経営に携わる一方、公益財団法人日本オリンピック委員会 副会長や公益財団法人日本バスケットボール協会 代表理事をはじめ各種スポーツ協会の要職を務め、また、大学等において長く教育・人材育成に尽力するなど、会社経営、組織改革および人材育成に関する高い見識と豊富な経験を有しています。このような見識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができるかと判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。
6	該当事項なし。	【監査等委員である社外取締役】 川崎博子氏は、長年にわたり株式会社NTTドコモにおいてコンシューマおよび法人向けマーケティング分野に携わり、DXを推進する一方、CSR部長、人事ダイバーシティ推進室長も務めたことから、デジタルおよびESGに関する高い見識と豊富な経験を有しています。このような見識・経験を活かして、当社の経営に対して指導・助言を行い、また、客観的かつ独立した公正な立場から、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができるかと判断したためです。 なお、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準（「4. 補足説明」欄をご参照）を満たしており、また、取引所が定める独立性判断基準に抵触する事項はないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。

4. 補足説明

<p>【当社の独立役員の独立性判断基準】 当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。</p> <p>1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと</p> <p>(1) 当社の主要な顧客（注1）またはその業務執行者 （注1）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および主要な事業会社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。</p> <p>(2) 当社を主要な顧客とする事業者（注2）またはその業務執行者 （注2）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。</p> <p>(3) 当社の主要な借入先（注3）またはその業務執行者 （注3）直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結資産合計の2%を超える借入先とする。</p> <p>(4) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント（注4） （当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、公認会計士またはコンサルタント） （注4）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。</p> <p>(5) 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士</p> <p>(6) 当社から多額の寄付を得ている者（注5） （当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者） （注5）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および主要な事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先とする。</p> <p>(7) 当社の大株主（注6）またはその業務執行者 （注6）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。</p> <p>2. 社外取締役の二親等以内の親族が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く。）</p> <p>(1) 当社または当社子会社の業務執行者</p> <p>(2) 上記1. (1)～(7)に該当する者</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。